

し、「これについて先生方に常にチェックをしてくださいね」ということを申し上げました。三番目に、「被災住民に対する政府の対応」はされておりましたが、それについてどのぐらい国会では議論して、ファイードバックが出ているのかということあります。四番目は、「電気事業者の監視」ということで、近々でも関電のスキャンダルが出来たりしておりますけれども、この辺も国権の最高機関としての国会の先生方にぜひお願いしたいということでありますし、五番目には、「新しい規制組織の要件」ということについても、新しくなったときはどうなるのだろうかということを常に国民にかわって監視をしていただきたいということありますし、六については「原子力規制の見直し」、それから、「独立調査委員会の活用」ということで、このような独立した調査委員会の活動を更に使つてみるのも一つの案ではないだろうかということを申し上げたわけです。

この中でどのぐらい実現されているかなという話をちょっと伺つてみたいなとは思つてているんですけど、いろいろな政府の案が出ています。

最近には、先生方の委員会も公開でちょっとと私もビデオで見ておりましたけれども、政府でいろいろな対応が出ていますが、それをどうやってチェックするのか。

もちろん先生方が一人一人ではチェックするのは難しいと思いますが、常に政府の案が出たときにそれをレビューする。これも、恐らく国会の下に、ある程度似たような、独立性がある、専門性もバランスがとれた専門性があるような委員会をつくつておいて、その都度意見を聞くというような方法がいいんではないかと私も思いますが、そういうシステムをもうちょっとレギュラーに、レギュラーというか、定期的に問題については、先生方は本当にお忙しい方だし、いろいろな案件がありますけれども、独立したこののような専門委員会をつくりながら、その都度質問をするようなことができてくると、国会としての行政に対するチェックがきちんと機能できるんじやないだろう。

かということを申し上げたいなと思つております。

つまり、三権分立では、政府をチェックする必要があります。日本には三権分立があり、立法、行政、司法が相互に牽制し合うことという説明がなされています。歴史の教科書を見ても、この三権分立といふことは民主主義の根幹であるというふうなことです。

案件が出てたびに、ある程度の独立した委員会をつくりまして、それをまた先生たちがもんでいただくようなことをするのがいいんではないか、これが一つの前例だつたんではないだろうかと思ひます。

ということで、私のコメントを終わらせていただきます。ありがとうございます。(拍手)

○江渡委員長 ありがとうございます。
○石橋参考人 失礼いたします。石橋哲と申します。国会事故調では、プロジェクトマネジメント機能として参画をいたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

次、お願いします。

ちょうど一年前の今ごろでしたでしょうか、原子力問題調査特別委員会にお呼びいただいたことがござります。そのとき、私から、国会事故調に記載されている、国会に対する期待ということを御紹介をいたしました。ここに書かれているとおりでございます。読み上げます。

七つの提言は、報告書の最も基本的なことを反映したものである。当委員会は、国会に対し提言の実現に向けた実施計画を速やかに策定し、その進捗

を国民に公表することを期待する。

この一年間、実施計画の御議論はどこまで進みましたのでしょうか。その計画の進捗はどのようになりましたでしょうか。この計画の実現に向けた実施計画を速やかに策定し、その進捗を示いただきたいというふうに思つております。

私は、今五十五歳なんですか、昔、社会科の公民的分野というところで三権分立ということ

を学びました。「ちゃんとただいているこのページは、衆議院のホームページから引用しております。日本には三権分立があり、立法、行政、司法が相互に牽制し合うことという説明がなされています。歴史の教科書を見ても、この三権分立といふことは民主主義の根幹であるというふうなことです。国会事故調が設立された根拠は、国会事故調法でございます。当時の衆参両院一致をもつて成立したというふうにお伺いしております。先ほど黒川先生からお話をあつたとおり、国会事故調は、約半年の調査によって二〇一二年の七月の五日に報告書を提出させていただきました。提出させていただいたのは、衆議院、参議院の先生方に對してでございます。

この国会事故調、立法府がみずから、三権分立の根幹である、民主主義の根幹である行政府に対する監視機能を發揮して実現をいたしました。国会に対して私は敬意を表したいと思つております。

この立法府による行政の監視機能を、より一層、実効的かつ継続的に監視していくという観点からは、この後、益田先生から御意見を述べられるというふうに伺つております。

次、お願いします。

何度も繰り返し申し上げているとおりなんですが、けれども、私は、国会事故調報告書の肝の部分、核心部分は、これは「結論と提言」というところにあります。そこには、「問題解決に向けて」という文章ですけれども、「問題解決に向けて」というところに集約されているというふうに考えております。ちょっと読み上げます。

「問題解決に向けて」【本事故の根源的原因は「人災」であるが、この「人災」を特定個人の過ちとして処理してしまう限り、問題の本質の解決策とはならず、失った国民の信頼回復は実現できない】

これらの背後にあるのは、自らの行動を正当化し、責任回避を最優先に記録を残さない不透明な組織、制度、さらにはそれらを許容する法的な枠組みであつた。また関係者と共に通していたのは、

かと申します。この趣旨は、原子力安全規制に関する規制のところが再び生じないようにすることができる大事であると、すなわち、原子力安全規制行政を取り巻くさまざまな関係における透明性の確保、それを担保する公開性の確保が肝であるといふことでございます。

先ほど、黒川先生からの話で御確認をいたしました。そこで、この提言の構造はこのようになります。

透明性の確保と公開性の担保を確保するためには、国会事故調は、提言の一から七、特に、継続監視が必要な事項として、これもお配りさせていただいております資料にござります、付録二として「国会による継続監視が必要な事項」として国会の先生方に對して御提言を申し上げております。

この衆議院原子力問題調査特別委員会は、この「国会による継続監視が必要な事項」として国会の先生方に對して御提言を申し上げております。

特に、この提言の一の3と4、ちょっと字が小さくて申しわけございませんが、ごらんください。

読み上げます。

この委員会は、今回の事故検証で発見された多くの問題に關し、その実施・改善状況について、継続的な監視活動を行つ([国会による継続監視が必要な事項]として添付)。と書いてあります。

す、これが付録二でございます。「この委員会はこの事故調査報告について、今後の政府による履行状況を監視し、定期的に報告を求める」と記載しております。

提言一に記載している委員会は、「付録二 国会による継続監視が必要な事項」にあります、事故の検証で発見された多くの問題に関し、その実施・改善状況について、継続的な監視をし、また、提言の政府による履行状況を監視する、そのことを目的としております。

先日、私、内閣府さんのホームページで発見したページを一部抜粋してご覧いただいております。行政政府の一部である内閣府からは、国会事故調査報告を受けて政府が講じた措置について、報告書が毎年提出されています。本年六月には、平成三十年度版からですけれども、概要の資料ということが内閣府のホームページにアップされております。

その中に、この赤枠のこと、「提言一、提言四の一部、提言七は国会に対する提言」であるということを、わざわざ注釈が入っています。行政政府が、立法府の、国会の先生方に対し、この部分は国会の先生方の仕事であるということを明記していると、このことを御確認いただければというふうに思います。ぜひ、提言の履行をお願いしたいというふうに思います。

福島原発事故からもうすぐ十年でございます。この間、さまざまな状況が発生しております。事故調査は、たかだか半年でした。事故調査委員会が扱えなかつた事項はたくさんございました。

提言一に基づいたこの特別委員会、あるいは提言七で御提言させていただいております独立した調査委員会においては、取り組む事項はたくさんあると思います。

例えば、最終処分の問題、この事故調で扱わな

かった事項の2)としてあります、「使用済み核燃料処理・処分等に関する事項」に該当すると思われる問題、これは、9)にあります、事故後の状況、廃炉のプロセスに関する事項に当たると思いまます。また、最近では、原子力規制委員会が事故原因の調査を再開するということも報道されています。こちらは、この扱わなかつた事項の3)にあります、「実地検証を必要とする事項で、当面線量が高くて実施ができない施設の検証に関する事項」というところに該当すると思います。

まずは、喫緊の課題からお取り組みいただき始めることで第一歩だと考えます。ぜひ、アドバイザリー・ボード、若しくは、提言七にあります独立調査委員会を御活用いただければというふうに考えております。

私は、御存じのとおり、これまで、日本とアメリカの大学院で評価の影響の研究をしてまいりました。そこで、ガバメント・アカウンタビリティ・オフィス、通称GAOと呼ばれる、独立した立場から政府活動の評価を行うと同時に、立法院の補佐を担当という組織の役割を持ちました。

そうした評価活動によって行政を監視する機能がアメリカの統治機構においてどのように誕生したのかという研究から明らかになつた事項や、また、立法院及び行政政府の評価活動に関する他国との比較研究などを踏まえて、今、日本の立法院の役割として期待される事項についてお話をしたいと考えています。

特に、次の二点についてお話をします。

一点目は、GAOの事例からわかる、立法院、つまり議会が、独立性の高い組織に行政活動の評価を依頼し、その結果の報告を受けるとともに、評価組織は、評価結果に基づく勧告事項が行政政府によって執行されている状況をフォローアップし、公開している点についてです。

二点目は、国際比較の視点から、日本は、評価政策については高く評価されていますが、評価文化の成熟度については課題があるという調査結果から明らかになる事項です。評価文化の成熟度をはかる測定指標は九つありますが、そのうち、他国と比べて最も評価が低いのが、議会における評価の実施と結果の利用に向けた制度化の程度です。つまり、評価の実施と結果の利用における国会の役割に大いに課題があるという結果が出ています。そして、この傾向が、国会事故調の報告書の結果の利用という側面でもあらわれていると考えられる点です。

スライドを次にお願いします。

まず初めに、一点目にについて、こちらの図は、GAOが立法院との関係と機能をともに変化させてきましたということを示しています。具体的には、GAOは、行政政府から立法院に近づくとともに、財務的検査から政策の効果の検査、つまり評価を行なう組織に変わっていました。

なお、二〇一九年度のみの勧告数は千六百七件です。二〇一五年度勧告のうち四年間で執行された率は七七%です。また、未執行の勧告はデータベース化されて公開されています。

次にスライドをお願いします。

そして、次の二点についてですけれども、こちらの表は、二〇一五年のジェイコブという研究者らによる評価文化の成熟度に関する調査において対象となつたOECD諸国の中十九カ国の間での日本の順位を示しています。日本は、この表においては下から六番目に位置しています。また、評価政策について、公式化されているとともに十分に確立した国、これは、一番右端の列の「評価政策 評定結果」というところで、「十分に確立した」という文字が並んでおりますけれども、その文字が並んでいる中の国の一一番下、最下位に日本は成熟度では位置しております。

評価を下げている最大の原因是、数値からも明らかなどおり、六の項目の、議会における評価の実施と結果の利用に向けた制度化の程度です。なされおりまして、この六の項目については、お、点数の配点は、最も評価が低いものが〇点、高いものが二点と、〇から二の点数の幅で分析がなされています。

〇・三という数値が当たっております。ちなみに、政府の方は二・〇となつています。ただし、参考としている論文において、日本の評価の低さの理由について明確な説明はありません。

スライドを次にお願いします。

しかし、他国の議会の中には、次のような三つの場合、つまり、一、議会みずからが評価を行う場合や、二、独立性の高い機関が評価を行うことを議会が求め、そのため議会が法律の策定や修

正を行う場合、そして三、議会における予算審議の中で行政機関が行つた評価情報を利用する場合などがあることを説明しています。ここから、日本はこれらに該当しないと判断されたと推測できます。

では、次にお願いします。

以上のとおり、議会における評価の実施と結果の利用に向けた制度化の程度が日本は諸外国と比べて低いという傾向は、評価制度においてのみならず、国会事故調の調査結果を国会において利用するという側面でもあらわれているようすに思います。

調査におきましては、二つ目の取組について、つまり、国会は、国会事故調を誕生させ、調査を頼したことにより着手したと言えると思います。そうであるからこそ、国会の場でその結果を利するということも可能なのではないかと期待せらるを得ません。

以上となります。御清聴ありがとうございました。
○江渡委員長 ありがとうございました。
以上で参考人の意見の開陳は終わりました。

○江渡委員長 これより参考人に対する質疑になります。

質疑の中出がありますので、順次これを許します。泉田裕彦君。

本当に貴重な御意見を頂戴いたしまして、ありがとうございました。

共通して訓読みかれているのは、国会の役の重要性ということだったかなと思います。同時に、東電福島原発事故から八年半を経過して、少し風化が進んでいるのではないかといふ

ともお話の中で感じさせていただきました。
東電福島原発事故におきまして、私、今でも
それらしいのが、原発が爆発をしてしまう、

映像を見たときの衝撃というものは記憶から消え去ることでできません、忘ることはできませんと、一号機、これは天井井戸

け吹き飛んだ爆発でした。三号機、これはキノ雲のような黒い雲が上空に向けて噴き上がる爆発でした。四号機は、これは火災という報告になら

一方で、現車も多い生民の皆さんのが避難をしているんですか。どう見ても建屋全体が爆発して、爆発があったんだろうということが事後わかつたということでありました。

現行の多目的機器の外観は、外見上ほとんど何も壊れていないのである。号機のプローブパネルが外れたところから飛散事故

たということが言われているわけあります。それが後で判明するということになりました。安全と言っていた原発がなぜこのような事故を起こしたのか、この事故の教訓は何か。やはりこれを総括をして後世に伝えていく、これが国会事故調から求められた国会の役割だつただろうとうふうに思っています。

原発事故の本質、これは何だったのか。津波だ、地震だ、いろいろなお話がありました。地震、津波、これはやはり引き金だつただろうとうふうに思っています。

原発事故、福島の事故の本質は、冷却の失敗、すなわち冷却材喪失事故であるというふうに受けとめています。要は、燃料棒の被覆が溶けなければ放射性物質の飛散はなかつたわけです。そして、冷やすことができていれば、燃料棒が溶けなきるということ、原発のメルトダウンは起きなかつたということだと思います。つまり、ブレーカウット、仮に原発全体の停電が起きたということが生じたとしても、冷却が継続できていれば事故にならなかつたということも言えるわけになります。

福島原発事故では、残念なことに、事故を想定した準備は十分なされていませんでした。原子炉圧力容器の中に放射性物質を閉じ込めるということを最優先に、最大限の努力を払うということをしました。結果として、圧力が高まつた、原子炉内の圧力が高まつたので、消防からの注水がないというようなことで、冷却に失敗をすることになつたわけです。

事故を想定した準備があつたら、本当に福島事故は今のような大事故になつていただろうかということは考えさせられるということと、完全に解消はされていない疑問として残つています。世界に目を転じてみると、米国において、福島原発と同型の原発、GE社製の原発、これはもともと米国で開発されたわけですが、米国におきまして、NRC、原子力規制委員会が、一〇二年に既に原発の規制強化をしていました。福島

事故の前、はるか前に、冷却失敗をしたときの対応というものが、米国で規制がなされていたわけであります。

二〇〇一年に、ナイン・イレブンの同時多発テロが起きた。二機、貿易セントラビルに突っ込み、一機がペントAGONに激突をした。四機目は一体何を狙つたのか。ホワイトハウスだったかもしませんけれども、ひょっとすると原発だったかもしれません。こういう危機感の中でNRCはすぐ動いて、原発、航空機テロがあつても放射性物質を飛散させないような対策をとりなさいと。後にB50と言われる規定なんですけれども、この規定をちゃんと電力事業者と規制当局に求めたということをやつてきています。

もし、この規制強化が日本でも米国に見習つて、ちゃんとなされていたら、ひょっとすると、亡き吉田所長はもっと打つ手をいっぱい持つていた、そして冷却をする手段を持っていたんじゃなかつたんいか、福島事故はここまで大きくならなかつたんじゃないかというような指摘もなされているところ

二〇一一年時点で、なぜ米国でわかつていていた規制が日本でできなかつたんだろうか。当時の規制当局である原子力安全・保安院、実は情報を得てはいました。そして、それが組織内で共有をされなかつたという現実というものもあるわけです。そして、無論、一部の幹部だけで情報が共有されていましたので、テロが起きたときに、そしてまた電源が落ちて冷却ができなかつたときにはどうするのかというような話について、組織内で共有もしなければ、それを公に議論もしなかつた、電力会社も無論それを知らなかつたという状況で、あの福島の大津波を迎えてしまうということになつたわけであります。

もし、歴史にイフはないですけれども、このB-5bの規制、しつかり議論した上で、そしてまた日本の原発に適用しておいたならば、当時クリントン長官が、政府高官及び東電の幹部にも直接電話をかけて冷却のお手伝いをしたいという申出がな

されているわけですか？これを断つているという事態に立ち入らなかつたのではないかといふ思いも持つております。

そこで、疑問をもう一つ考えてみますと、当時の原子力安全・保安院は、事業者から働きかけがあつたわけでもないのに、米国のテロ対策規制、これを日本で採用しないと、議論もしなかつたということになつてゐるわけです。どうしてそうなつたのかといふこともしつかり総括をして、やはり歴史に刻むべきではないかなという思いも持つております。

そこで、当時、国会事故調でこの議論を先導された黒川先生と石橋先生に、改めて、東京電力福島原発の事故原因、どのようなものであつたとお考えでいらっしゃるのか、見解を聞かせていただければと思います。

○黒川参考人

ありがとうございます。

実際に、国会事故調の場合は証人を呼ぶ権利もありましたので、あれがあつたおかげで、あのときの勝俣さんなんかでも、来なくちゃならないぞというときに、いろいろな都合が悪いという人は、じや証人喚問しますからねと言うと大体来てくれるようになつたので、本当に助かりました。これは結構苦労したんですけど、あれは本当に国会事故調をつくつていただいた先生方の知恵がきちつと入つているなという気はあのときに大分しました。

それから調べて、特にあのときの調べているときもわかつたんですが、あの報告書を出してから、私は世界じゅうのいろいろなところから呼ばれまして、フランスにも行つたし、ヴァツテンフォール、北欧の方も行きましたけれども、三回、世界一周講演の旅というのをやりました。M.I.T.でもやりましたし、アメリカのコングレスでもやりましたし、そんな話をしたんですけど、I.A.E.Aの人たちに聞くと、日本からもちろんI.A.E.A.に人がいますけれども、I.A.E.A.が、いろいろな事故があるたびにコメントーションを変えていくわけですね。日本はそれをやっていないと

いうことを知つていましたね、みんな。日本からもちろん二番目にお金を出しているわけですが、

日本の代表はMETIの人ですが、どうしてやら

ないのと言つたら、いや、日本では事故は起つたら

言つてゐるのかさっぱりわからぬなどということを言つていています。それは「規制の虜」に書いたよ

うな気がしますけれども。

そのほかに、B5bですね。アメリカで、本当に、ナイン・イレブンが起きたときには、次は原

子炉だつたんじやないかということは当然考える

わけで、それについてはアメリカは結構がつち

やることにして、その後ちゃんと、飛行機など

例えば、ジャンボジェット機がフルタンクでぶつ

かってきたらどうするかというシミュレーション

も考えていて、それでちゃんとアーミーを周りに

入れるようにしていましたよね。それについて

は、日本に、こうひょうふうにした方がいいぞ、だ

んだん情勢がおかしいのでということを二回ブ

リーフィングしたけれども、二度とも何か無視さ

れたということですよね。

だから、そういうことをちゃんとやつていれば

あれだけの事故にはならなかつた可能性が幾らで

もあるなということを今でも思つておりますし、

それがその後で、実際、今の日本の、再稼働する

ところはもう全部できているのかどうかちょっと

わからませんが、私、たまたま週末、浜岡に

ちょうど見にいらつしゃいよというので、行つて

そういう世界の標準がどんどんどんどん、世の

ところがおかしくなつてきて、それなりの対応をやつ

ました。

ありがとうございます。

○石橋参考人

ありがとうございます。

先ほど泉田先生からお言葉がありましたB5b

ですけれども、今、先生方のお手元に、黒川先生からお配りいただいております資料の付録二の最後のところです。十六番に、「既設プラントに対する安全性向上のための検討」というところがございます。

これらの項目は、「国会による継続監視が必要な事項」として報告書で御提言させてい

ただいでいるところでございます。

この2)に、B5bについての構築ということを記載させていただいておりますので、これもちゃんと

見ておられるのかということが、実は事故の本質的原因なのではないかということを考えています。

この2)に、B5bについての構築といふことを記載させていただいているのかということは、国会の先生方

において、国会事故調の提言に基づいて設立され

ている当委員会において、ぜひ継続監視をお願い

したいということを考えております。

さて、じゃ、事故の原因は本質的には何だったのかということですけれども、冷却の失敗という

ことが原因だったというのはおっしゃるとおりだと思います。ただ、なぜ冷却の失敗が起つたのか

だと思います。ただ、なぜ冷却の失敗が起つたのか

知らないふりをしているということが、実は事故の本質的原因なのではないかということを考えています。

○泉田委員

ありがとうございます。

現在の置かれている日本の状況、災害列島、いつ地震が来るかわからない、日本列島は活動期に入つたかもしれないという中で、大変貴重な御指摘、御示唆、ありがとうございます。

もう一点、国会事故調報告で指摘をされている

中で、危機管理体制はどうだったのかという指摘もなされてゐるところであります。

これは、事故原因、どう評価してどう対応していくかということと、それから、万が一事故が起きたときに、住民の皆さん的生命、安全、財産をどう守るか、この観点もやはり欠いてはいけない

ということだと思います。

事故調報告の四・二章だと思うんですが、「住民から見た避難指示の問題点」、これを指摘して

いただいております。具体的に申し上げますと、原発事故において、放射性物質が飛散をして避難指示が出て、これがなかなか出たのが何と、十五万人ですね、避難指示が出たのが一ヶ月もおくれたということが

SPEEDIの計算、それからまた実測値でわかるわけです。本来避難しなければいけないとこ

かっていた、にもかかわらず、住民に避難指示が出たのが何と、十五万人ですね、避難指示が出たのが一ヶ月もおくれたということが指摘をされて

いるわけです。本来避難しなければいけないとこ

ろが実際に避難するまでどうして一ヶ月もかかつたんだろうかという点、ここのこところも、御指摘

のように、十分分解されたというような認識を私が持っております。

そして、この部分というものは、まさに行政のそれそれのメンツなのが過去からの経緯なの

か、それを、同じことをさせないためにはどうし

たらしいのかということをやはり考えていかない

と、同じことが起きるのではないかなということ

が非常に問われていると思います。

そのことを議論しないまま次のX-DAYを迎える

かも知れない、そのことを忘れてはいる、若しくは

判断できるようなどいふことで、原子力規制委員会が立ち上がりつつ三條委員会になったというような改革もなされて、幾つか改革も進んでいるわけあります。

一方、何で本当に一ヶ月も避難するまで時間がかかったのというところと今回の組織改正とどういう関係があるのか、必ずしもつながらない部分もあると思っていまして、これは先生方からごらんになつて、避難指示、決断が一ヶ月もおくれてしまつたのはなぜなのか、どういうふうにお考えをいたしました。

○黒川参考人 それこそ、あの事件から日本は一体何を学んだのかということが一番大事だと思いますね。

つまり、想定外だと言つていたかも知れないけれども、実際起つちやつたわけだから、これから何を厳しくするかというのは、まさに、政府じゃなくて、立法府がどれだけブッシュするかだろうと思います。それで初めて國民は安心だといふことになるわけで、この間、柏崎刈羽もそうですけれども、ナイン・イレブンの後でちゃんと自衛隊を張りつけるのかといふような話もしておかないと、それこそ半島の方が何が起こるかなんとなく、そういうのは当たり前ですよ。

だから、そういう話を、あの福島の事故と今のが国際的な枠組みで一体何をするのかといふのは、やはり行政じやできないんじやないかと思いますね。ぜひ先生の方でそれをやるといふ話を聞いて、やはりこれがなかなか動かないんじゃないかとも思ひます。

○石橋参考人 ありがとうございます。

先ほど泉田先生御指摘の避難のところ、まさに深層防護の根幹になるあたりだと思います。

今まで、三・一以降は、とめる、冷やす、閉じ込めるというところで安全が確保されていると

いう御議論があつたようですが、ございませんけれども、三層目までがパッチワークで行われているというトリックスがありました。日本では、内部事象の報告が行われております。

その状態をどのように確保していくのか。この国会事故調報告にあります提言二、政府の危機管理体制を見直すこととの進捗がどのように確保されていくのか、これをどのように監視していくのかというの、まさに先生方、国会事故調の報告に基づいて設立された本特別委員会において、ぜひ継続監視をしていっていただきたいとうふうに考えております。

以上でございます。

○益田参考人 当時の状況についていろいろ見解を述べることは難しい状況ですけれども、先ほど石橋先生にもありましたとおり、政治家の先生たちに実施計画をつくつていただき、その中で具体的な検討をしていただければ、住民の方々も、今後のこともありますので、安心なさるのではないかと思います。

○江渡委員長 次に、逢坂誠二君。

きょうは、黒川参考人、石橋参考人、益田参考人、それぞれありがとうございます。

まず冒頭、お三人から、若干言葉は違つておりますけれども、基本的には、国会事故調の提言の実現に向けた実施計画を速やかに策定することと、その進捗の状況を國民に公表することと、国会が要請した国会事故調からこういう提言をいただいて、これが十分にやれていなければ、そういう指摘を三人からされたわけであります。やはりこの指摘は相当重く受けとめなければいけないと、私は、いまだにこの国会の中に常設でこの問題を議論する場がないというのは異常な姿だとうふうに思ひざるを得ないんですね。

したがつて、ただいま黒川参考人、石橋参考人、益田参考人から言われました、実施計画をつくる、進捗状況を國民に公表する、これを与党、野党の枠を超えてこの委員会がやるしかないわけですから、与党筆頭、野党筆頭、そして江渡委員長、ぜひ理事会の場でがつちり議論して、この実現に向けて動き出していただきたいと思います

ない、そして、どんなところが上限になるのか、政府の規制も明らかでない。公衆人として年間開催量一ミリシーベルトを超えたところに行けば、いつどれだけの人が行つてももらえるのかという

ところの議論もなされていないまま今日に至つている。いざXマークをきよう迎えたとすると、また福島と同じようなどたばたが生じるんじゃないかなという懸念を持っています。

きょう参考人の先生方からいただいた御意見、しっかりと胸に受けとめさせていただいて、政治活動もさせていただきたいと思います。

時間となりましたので、これで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○逢坂委員長 次に、逢坂誠二君。

きょうは、黒川参考人、石橋参考人、益田参考人、それぞれありがとうございます。

まず冒頭、お二人から、若干言葉は違つておりますけれども、基本的には、国会事故調の提言の実現に向けた実施計画を速やかに策定することと、その進捗の状況を國民に公表することと、国会が要請した国会事故調からこういう提言をいただいて、これが十分にやれていなければ、そういう指摘を三人からされたわけであります。やはりこの指摘は相当重く受けとめなければいけないと、私は、いまだにこの国会の中に常設でこの問題を議論する場がないというのは異常な姿だとうふうに思ひざるを得ないんですね。

したがつて、ただいま黒川参考人、石橋参考人、益田参考人から言われました、実施計画をつくる、進捗状況を國民に公表する、これを与党、野党の枠を超えてこの委員会がやるしかないわけですから、与党筆頭、野党筆頭、そして江渡委員長、ぜひ理事会の場でがつちり議論して、この実現に向けて動き出していただきたいと思います

○江渡委員長 大変ありがたい御提言だと思います。その点についてもしっかりと理事会で議論させていただきたいと思います。

○逢坂委員長 それでは、私の方から、規制行政の中での問題だなと思うこと、避難計画についてちょっとお伺いをしたいと思っています。

三・一の事故以降、これは、原子力規制委員会、前任の田中委員長も更田委員長も、どんなに規制基準をしっかりとクリアしたとしても事故は起つたり得るんだということを、更田委員長も田中前委員長も言つておられます。

となりますが、事故が起きたときにはどうするかということが最も大事な話でありまして、先ほど石橋参考人の紹介いただいたものの中にも、「國民の安全を最優先とせず、組織の利益を最優先とする組織依存のマインドセット(思いこみ、常識)であった」ということが指摘されているわけですが、だから、事故は起つり得るわけですから、どう國民の安全を守るかということが非常に大事になります。その点において、日本のこの規制基準の中には避難計画が明確に位置づけられておらないといふことがあります。私は、これは非常に問題ではないかと。原子力規制委員会の規制基準の外に避難計画が置かれているわけです。

この点について、私は、規制基準の中に明確に位置づけるべきではないかというふうに思うのですが、お三人の先生方、必ずしも専門的ではない部分があるかもしれませんけれども、お考えがもしあればお聞かせいただければと思います。

○黒川参考人 御指摘のとおりだと思います。

それは、私、最近考えているのですが、失敗を隠すというのがあるんですね、どうしても失敗から学ぶということをやらない限り賢くならない

人、益田参考人から言われました、実施計画をつくる、進捗状況を國民に公表する、これを与党、野党の枠を超えてこの委員会がやるしかないわけですから、与党筆頭、野党筆頭、そして江渡委員長、ぜひ理事会の場でがつちり議論して、この実現に向けて動き出していただきたいと思います

敗から学ぶということをやらない限り賢くならない

いですよ。失敗というのはチャンスですから、ぜひそれを先生方で、議員立法でもいいし、そういう話をどんどんやっていくと。放つておくと、やはり政府の方じやなかなかやらないんじやないか。つまり、失敗を隠してしまおう。

これを最近日本の文化という話でいろいろなことを読んでいると、失敗すると、何か忘れちゃって、うん、新しくまた頑張つて始めよう、こういうふうになつちやうららしいんですね。そういう癖はちょっとまずいな。だから、賢くならないで同じ問題を繰り返すという話になっちゃうんじゃないかと思います。先生の御指摘のとおりだと思います。

○石橋参考人 ありがとうございます。

原子力規制委員会さんは、五層目を対象外にすると設置法になつてゐるところがきっとあると思いますので、そこは非常に、もし規制委員会さんが何かをしようと思っても、本来的な規制基準の中に入れられないということがひょっとしたらあるのかかもしれないという想像をいたします。ただ、助言はできるという項目がどこかにあつたような気はしております。原子力規制委員会さんが助言をなさるということであれば、それはそれなりの効果を發揮する余地はあるんじやないかというふうに考えていてます。

以上でござります。ありがとうございます。

○益田参考人 御質問ありがとうございます。
専門のちよつと範囲外でして、なかなか難しいですけれども、どちらかが責任を持つて避難計画について扱うべきだとは思います。

というふうに私は思っております。例えば、私の住んでいる北海道函館市などを考えてみますと、約三十万程度の人口が地域にはおられます。北へ避難できる道路というのは国道五号線になります。一本しかないということです。平時でもこれは渋滞が起こるというところでありますので、避難計画のつくりようがないというのが市民の実感だとうふうに思っています。

すなわち、有効に機能する避難計画がつくれない。それであるにもかかわらず、規制基準の中に避難計画がないからといって、規制基準をクリアしたから原発を稼働していいなどということには私はならないと思うんですけれども、この点、専門家というよりは一人の国民として、お三方どのようにお考えになるでしょうか。

○黒川参考人 それは私も、私どもの報告書をしてからも気になりましたけれども、例えば川内を再稼働するというときに避難計画をどうするんだと、あそこは結構議論されていましたけれども、結局なし崩しで何となくやっているということですね。だから、それをどうやってやめさせるかというのは、やはりそういう意味では、国会というものはすごく大事なんじゃないだろうかと思います。

○石橋参考人 ありがとうございます。

なかなかお答えがまとまらないんですけども。

濟みません。お答えになつていいんですが、申しわけございません。

○益田参考人 なかなかお答えが難しいんですけども、れども。

受入れ側の自治体が原発を受け入れる際に住民の避難計画の部分をクリアしていないということころについては、やはり住民側からもなかなか納得を得るような状況にはないのかなと。さはさりながら、一方で、それに対して強制力を持たせるために規制基準の中に避難計画を入れるということには、確かに強制的な手段としてあり得ると思うんですけれども、それが入つていなければ、さまざまな、いろいろな関係者間などのしがらみといいますか、何かがあるのだろうと思います。

ちょっと私は不勉強なので、そこは本当によくわからずにお話ををしていて大変申しわけなく思いますが、それでも、そうしたところを一つ一つほどいていって何が一番大事なのかというふうな議論をしていくしかない限りは、先生がお考えのようなことはなかなか進まないのではないのかなというふうには、お聞きして感じております。

いと思いますが緊急時計画に適切な防護の合理的な保証がないと認める場合には、運転の停止を含む措置をとり得るんだという明確な規定があるわけですね。

私は、日本でもこのぐらいのことをやらなければいけないと。仮に規制委員会の規制基準の中にないとしても、実際に避難を担う自治体が、それはやれない、不可能だ、一時期に三十万人も三十万人も避難はできないんだということになると、それは原子力発電所を稼働させたはならないとうふうに思うんですけれども、いかがでしょう。

○黒川参考人 それはそのとおりかと思いますが、私、最近ちょっと考えることがあって、日本人は何でこんなのが常識なのかな? ということをいろいろ読んでみると、岩倉使節団、それから福沢諭吉とか、いろいろあるんだけれども、結局は、鎖国とのときのマインドがずっと残っているんじゃないかという気がします。でも、明治維新では、みんないろいろなところで学んできたんだけれども、形を学んできたんだけれども、そういうことになつた背景の歴史とか哲学は勉強する時間がなかつたんだな? と思って話しています。

そういう意味では、何かを始めるときには、今まで、経済成長をしているときはうちもあつともと言つていたんですけども、幾つまでやるぞといふ話、始めることはみんな議論するんですけども

○逢坂委員　日本の防災計画といいましょうか、避難計画も含む防災計画のやはりつくりというのは、私は非常に甘いというふうに思ふんですね。私も自治体で二十二年仕事をしておりましたので、必ずしも十分ではないと。しかも、これは国の方との関与が非常に弱いわけですね。国は自治体が避難計画をつくるときに国は支援を実施するんだ、ということを言つていて、支援の実施つて何だ、それは確認行為だという言い方をするんですね。

言つていなんですかれども、幾つまでやるぞといふ話、始めることはみんな議論するんですけれども、幾つでやめると言うことができないんです。それは何なのか。それこそ、それは国会の仕事なのかも知れないと書いておかないで、ここでとめるぞという話をまず書いておかないで、日本は一旦スタートすると、とめるメカニズムがないんですね。これはどうしてなんですか。私は全然理解できなくて、何でなのかなという

最終的には全閣僚をメンバーとする原子力防災会議で報告をして了承を受ける、それで避難計画が

ことをちょっといろいろ考へてあるんですけども。

そういう意味では、まあ、いろいろな説がありますけれども、ちょっと今非常に考え中で、何で始めるときは賛成するんだけれどもやめるときはできないのか、これは非常に不思議な国だなと思つております。

○石橋参考人 ありがとうございます。

自治体さんににおいて避難できないと判断した場合はとめるということができるようなたつけをつるべきではないかという御質問。私はどう思うかという御質問だと思うんですけれども、まさにそのような御議論をこの委員会でやつていただければというふうに思います。それを是とするのか非とするのかというのは、未来の国民からの負託を受けた先生方の御判断であるというふうに考えます。

○益田参考人 ありがとうございます。

全国知事会など、自治体側との合意形成を図りながらお進めになると、具体的なものが見えてくるのかなというふうには感じました。

○逢坂委員 では、以上で終わります。ありがとうございます。

○江渡委員長 次に、玄葉光一郎君。

○玄葉委員 共同会派に属しております玄葉光一郎です。

三人の先生方、本日もありがとうございます。これまでの委員会での議事録、そして、改めて国会事故調の報告書にも目を通しまして。

時間がないものですから、きょうは、黒川先生と石橋先生に一問ずつお尋ねをしたいというふうに思ひます。

黒川先生とは、一年前に、朝河貢一のシンポジウムで、パネラーで御一緒をさせていただきました。私は、福島県選出の国会議員でございます。ちなみに、第一原発から四十キロに家がございました。生まれた家でもあり、今住んでいる家でもありますけれども、朝河貢一は高校の大先輩でござります。

いまして、イエールにも、その冠のシンボジウムに招かれたこともございました。

御承知のとおり、この歴史に残る国会事故調の報告書の「はじめに」で朝河貢一が引用されています。「百年ほど前に、ある警告が福島が生んだ偉人、朝河貢一によってなされたいた。朝河は、日露戦争に勝利した後の日本国家のありように警鐘を鳴らす書『日本の禍機』を著し、日露戦争以後に

たしかシンボジウムでは、先生は朝河を引用しました意味を、日本人あるいは日本がもっと相対的にならなきやいけない、こういうようなことをおつしやつていたと記憶しておりますけれども、改め引用した意味、さらには、報告書が提出されて七年くらいたっているんですけども、私はますます引用した意味は大きくなっていると思いますけれども、そのことについて語つていただければと思います。

ささらに、質問しちゃいますけれども、石橋先生には、この間、毎度、今お話し合いだいたようになります。七つの提言を紹介をされて、この国会できて、私も、非常に重く受けとめなきやいけない委員会として真摯に受けとめなきやいけないと思います。

○黒川参考人 御存じかもしれません、私は医者なんですが、多くの人たちがアメリカとかイギリスに留学することが多かつたわけですね。

私も機会があつてアメリカに留学して、ペニンシラバニア大学に行き、その後 U.C.L.A. に移って三年、普通は三年ですけれども、そのまま何か居つちゃつたんですね。居ついたらもう破门ですから帰れなくなつた。それで、医者で行つたんだけども、今度は、破门になつたときの医者といふと、向こうの競争相手は医者ですから、だから、三十分にして猛烈に頑張つて、向こうの医者の免許も取り、内科の専門医の資格も取り、腎臓の専門医の資格も取り、ようやつと競争のスタートになつたんですけども、それでも、頑張つてやれば、皆、非常にフェアに扱つてくれました。

しかし、個人の資格で、今度は、帰れないという状況でアメリカにいると日本のこと物すごく気になるんですよ、自分の国だから、かわいらしくから。そうすると、日本のいいところは皆わかると思うんですけども、弱いところはなかなか

きょう、私、石橋先生にお聞きたいのは、ぜひ委員長の決意もお聞きしたいんですけれども、石橋先生、もちろんこの進め方とか手順については我々が考えなきやいけない話なんですね。先生の中でも、こういう進め方、こういう手順があるんじやないかというのがあればお尋ねをしたいなと。

私は、まずこの提言の中で、既に、客観的に見て、委員会が、まあこれはできたんじやないか、ここはできていないんじやないかということをまず委員会としてきちんと整理して、それを公表するところから始めて、未達の部分について実施計画をつくる、そういう手順かなと思ってるんですけれども、一步進んで、手順とか進め方についてアドバイスがあればただけだと思います。

○黒川参考人 御存じかもしませんが、私は医者なんですが、多くの人たちがアメリカと

前から読んでいましたけれども、やはりあの人は二本松の出身で、高等学校を出たら、すぐ勉強ができる子なので、機会があつて向こうへ勉強に行って、今の高校生ですね、それからイエール大学に行き、イエール大学をちゃんと卒業した

ので、非常に優秀な成績をおさめて帰つて

いるわけですが、そのときには彼は同じ気持ちだったと思います。私は、朝河貢一の「日本の禍機」も

わかつたとき、七五年ですけれども、ポートピープルを日本は受け入れないというから、こんな恥ずかしいことはないなというふうに思いましたけれども、勢いそうなつちやうんですね。

だから、そういう意味では朝河貢一もそろだつたと思います。私は、朝河貢一の「日本の禍機」も

わかつたとき、七五年ですけれども、ポートピープルを日本は受け入れないというから、こんな恥ず

かしいことはないなというふうに思いましたけれども、勢いそうなつちやうんですね。

それで、こんなことじや日本はばいなんど

いうことは随分ありました。ベトナム戦争が終

ったとき、七五年ですけれども、ポートピープルを日本は受け入れないというから、こんな恥ず

かしいことはないなというふうに思いましたけれども、勢いそうなつちやうんですね。

それで、こんなことじや日本はばいなんど

いうことは随分ありました。ベトナム戦争が終

ったとき、七五年ですけれども、ポートピープルを日本は受け入れないというから、こんな恥ず

かしいことはないなというふうに思いました。

わからんだけれども、弱いところが非常に見

それは、なぜかというと、先生方が議論をしないという選択をされているからだというふうに思っています。それ以上でも以下でもないというふうに考えます。

○岡本(三)委員 加えまして、石橋先生、教えてください。

先生、八ページに国会事故調で扱わなかつた事項を書いていただきました。十項目書いていただきましたけれども、もし先生の中でこの中に優先順位をつけることができるとしてすると、最も高い優先順位、今後国会で、事故調の皆さんとの提言の後、その枠で扱わなかつた事項について、私もが議論をすべきこと、そして実際に前に実施を進めていくべきこと、優先順位をつけることができるとしたら何がトッププライオリティーですか。

○石橋参考人 済みません、優先順位をどのようにされるかというのも先生方が御判断されること

といふうに考えます。ただ一方で、これは、憲政史上初の国会事故調に基づいてできた、憲政史上初の特別委員会の、憲政史上初の私はアドバイザリー・ボードという形になりますので、なかなか取りかかるのは大変だというはる易に想像できるところでございます。なので、議論しやすいところから手をつけるというのも一つの手だといふうに思います。

喫緊の課題として、私が想像するのは、例えば、この2つにあります「使用済み核燃料処理・処分等に関する事項」これも社会的合意を得るのはなかなか困難です。先生方がリードして御議論していただぐとよろしいのかなどいふうに思います。

若しくは、明らかなのは、中間貯蔵施設の問題、若しくは汚染水の処理の問題。これも社会的な合意形成を取り付けるのはなかなか大変でございます。いろいろな方々がいろいろな局面で事態に直面されていますけれども、国会の先生方が前面に立つて御議論されるというのも一つの方法かなど思います。

また最近、先ほど申し上げましたけれども、原子力規制委員会が事故調査を再開する、線量の高いところで当面できなかつたことを再開するという報道もございました。原子力規制委員会は、三条委員会といえども、行政の一環でございます。立法府としてどのような御検証をされるのかといふことも問われているんじやないかというふうに思います。

その他、この独立した調査委員会の御提言の中には国民生活にとって重要な事項ということも書いておりますので、そこも、どのような問題が重要なのかということを、先生方の御議論の中で優先順位を決めていただければよろしいのではないかというふうに考えます。

以上でございます。
○岡本(三)委員 ありがとうございます。
益田参考人にお伺いいたします。

御準備いただきました資料の三ページの中で、評価文化ということを、各項目ごとに点数化された、指數化された表をお示しをいただきました。

益田さんの今回のお話を中で、やはりキーワードは評価の実施と結果の利用ということであったように理解をいたしましたけれども、とりわけ、この三ページで、日本においては、制度化された議会の点数がとても低くて、政府、行政は比較的高い。一方で、この二ページを見ますと、アメリカなどの対比を見ていただくために、先にGAOを前回も今回も言及をいたいでいるわけですけれども、GAOにおいては、その後に執行率が七七%まで行われています。

この違い、なぜゆえに日本はこのように低い評価になつてゐるかという、この文化の違い、仕組みの違い、やる気の違い、違ひは何だといふうにお考えでしょうか。

○益田参考人 御質問ありがとうございます。私の理解では、御質問の内容は、日本とアメリカの比較、特に議会の役割における違いは何なのかというところであろうかと思います。

の比較もそななんですけれども、この調査そのものは、先ほどお話をしましたように、議会は必ずいところで当面できなかつたことを再開するという報道もございました。原子力規制委員会は、三条委員会といえども、行政の一環でございます。立法府としてどのような御検証をされるのかといふことも問われているんじやないかというふうに思います。

それから、独立性の高い機関が評価を行うということを求めているわけでもなく、それから、行政機関が毎年二千件ほどの評価結果を出しているんですけれども、もちろんそれを答弁の中でお使いの先生もいらっしゃいますが、それが部分的なものであつて、それほど流布しているとも思われないというような判断をなされたのではないかというふうに読み取ったわけです。

一方で、アメリカの方はどうなのかということですけれども、アメリカでも、先ほど説明をしましたように、最初から評価を行つたわけではなくて、あくまでも、行政機関がやつてはいる財務状況を、例えばレシートを、ちゃんとそのとおり執行しているのかとか、予定どおり執行したお金のかとか、そんなところから始まって、徐々に政策評価を行つていくというような流れにあります。

益田さんの今回のお話を中で、やはりキーワードは評価の実施と結果の利用ということではあります。GAOがなぜ、つまりGAOがなぜ、つまりアメリカが、なぜあの独立性の高い立法補佐機関が評価を行つようになつたのかといふのは、まさに連邦議会側が、時は一九六〇年代の、国民の、行政活動、それからその行政活動をちゃんと監視していない議会に対する強烈なその正当性を問うような動きが出てまいりまして、そのような状況の中で、連邦議会は行政機関にのみ情報を頼つてはいる、情報の非対称性があるがゆえに十分な行政監視が行えていない、結果、國民からその正当性が問われてしまつてはいるということです。私たちにはいいものがあるじゃないか、GAOといふものがあるねと。そのころは余り評判がよくないものがあるねと。それで、会計検査院を独立させるような議論がここであつたところから、GAOもともと会計検査院なんですね。ガバメントのアカウンティングオフィスなんですよ。これが、会計をするという話がもうちょっと、これは

この違い、なぜゆえに日本はこのように低い評価になつてゐるかという、この文化の違い、仕組みの違い、やる気の違い、違ひは何だといふうにお考えでしょうか。

○益田参考人 いや、私も更田先生がああいうことを言われてちょっとびっくりしたんですねけれども、時期とかいろいろな話ですね。だから、何のコメントもありませんが、ちょっととその前にもう一つ、今のGAOの話でよろしいでしようか。

GAOの議論は、この二、三年前、国會で結構あります。この意見は、この二、三年前、国會で結構なところは余り評判がよくないものがあるねと。そのころは余り評判がよくないものがあるねと。それで、会計検査院を独立させるような議論がここであつたところから、GAOもともと会計検査院なんですね。ガバメントのアカウンティングオフィスなんですよ。これが、会計をするという話がもうちょっと、これは益田さんが書いた本でも書いてありますけれども、だんだんだんだん世の中を見つくると、会計やはり、そこにも、政治家側の、連邦議会側か

検査だけじゃなくて、政府が決めた法律の政策をどれだけ行政府がやっているかというところまで今度分析を始めて、何がおかしかったのか、何が達成されなかつたと、お金だけじゃなくて、その政策の効果というのを見出したんですね。それがだんだんだんだん立法府に寄つてきて立法院の下になつて、全てのやはり政策をどんどんどんどん分析して出していますので、たくさんの一、千八百ぐらい出していると言つてはいるけれども、それをファードバックしていると、五年以内に大体八〇%以上が行政府の方でちゃんとやつてゐるんですね。

だから、私は、やはり国会の先生方はお忙しいからその下に、あの議論でやつているときもガバメント・アカウンティング・オフィスがこのプロセスで、右のGAOは名前が変わつていて、ガバメント・アカウンタビリティー・オフィスになつて、そういう背景があつて、これは日本の国會でも非常に参考になるんじやないかと思つて、一言つけ足したいなと思いました。

どうもあります。

○岡本(三)委員 加えてもう一つ、黒川先生に別角度のことをお伺いしたいんですけど。

これも立法府が議論をして行政府に指示をしながら決めて行つていくことなんですが、現在、スペインでCOP25が開かれておりまして、日本の火力発電所、とりわけ石炭発電に関しまして、地球環境の変動等から見ましてかなりな批判のコメントも出ております。

エネルギー・ミックス、議論を進めて、ある程度目標を決めて進めていますけれども、事故調で責任者でいらっしゃって、アドバイザリー・ボードでも会長を務めいらっしゃるので、いろいろな角度で日本のエネルギー政策でこういうものが適切ではないか、世界にも認めてもらえるのではないか、いろいろな角度で知見を持つていらっしゃると思うんで

すけれども、日本のエネルギー・ミックスのあり方についてどういふうにお考えかということを教えていただければと思います。

○黒川参考人 今度は、私は全く素人だつたんですけれども、福島の原発という、立法府に独立して調査委員会をつくらなくちゃいけないと随分やつていたのは、アメリカでやつてはいるのは当たり前だったので先生方に随分アピールしてやつていただいたんですが。

実はエネルギーの方もそうとして、あのときでようやつとわかつたのは、何でエネルギーがあなつちやつてはいるのかというの、日本の本土では九の区域に分かれていますよね、発送電がみんなモノボライズされているわけです。モノボライズされているということは、発送電をする東電もみんなそうだけれども、つくるところが、電気というのは一番の生活と産業の基盤ですから、それが各区域でモノボライズされたら腐るに決まつてはいるじゃないですか。

それなんだからいうことがようやつとわかつたので、それを先生がおっしゃるようになりニアーブルにするとかいろいろな話の抵抗があるのは、明らかに独占している発送電をしているからで、九つの間にどんどんグリッドをつくればいいわけですよ。

それが流通できるようにすればいいわけで、たまたま洞爺湖サミットのときには、私、福田総理の顧問もしていまして、グリッドをつくるべきだという答申を出してきたんです。それは経産省と一緒につくつたんですけれども、そのとき

に、福田総理にこれは言つた方がいいですよと出しましたんすけれども、そのとき、これはちゃんと東電の幹部のオーケーもとつてますからねと申しつたんですけれども、それは誰と言われたので、そんなどと見えるわけないでしようつて返事したことがありますけれども。

やはり今、日本が一番やらないやらなければならないことはグリッドをつくることですね、各部分で、つければローカルに一番やりやすいような、リ

ニューアップル、例えば風の強いところではワイン樽外につくれないわけだし、日の当たるところだつたらソーラーをつくればいいわけだし、グリッドをつくるというのが一番大事なんですね。

これはなかなか、みんな抵抗してやらない、お金がかかるとか言つていますけれども、やはり長期的に見ればこのグリッドをつくる投資なんてそんな大したものじやないだらうなと思つております。

○岡本(三)委員あと二分ありますので、最後に益田先生、聞かせてください。

残念ながら、関電による高浜原発に関して、関電の関係者の方と福井県職員等の方に高浜町の元助役の方から多額の金品を送られていたという問題がありました。

これは社内コンプライアンスの観点から、いろいろ話を聞いていると、私、納得できないことが多いんですけれども、コンプライアンスの観点から、あの事案、どういふうに受けとめていらっしゃつて、今後どういふうにああいうことが起らぬないように電力会社はやつしていくべきかといふことを、もしお考えがあればぜひ教えてください。

○益田参考人 御質問ありがとうございます。

大変ホットな話題をいただきましたけれども、コンプライアンスの観点からといふことで、そうした原子力関係にはいろいろな、先ほども言いましたけれども、ちょっとと言葉が平た過ぎて申しわけありませんが、関係性やしがらみというものがござります。どこかそのところだけをつついで全部が解決するようなものは何もないと思いますので、そうしたところも含めて御議論いただけます。

ただ、やはり皆さんおっしゃつてはいるような計画に基づいた、期限を切つた、そうした進捗の継続監視というものとは全くやはり違うなと、この報告書を読んで。各省庁がやつたものをそれぞれはめていったというか、そういうものが毎年報告されている、そういうものを我々がチェックをして正していくかなければならないというふうに感じております。

その上なんですけど、ちょっと幾つか具体的にお聞きしたいんですけども、国会事故調の提言の四番目には「電気事業者の監視」というもののがございまして、こう書かれております。「東電は、電気事業者として経産省との密接な関係を基に、電事連を介して、保安院等の規制当局の意思

反省して行動することを約束して、質問を終わります。ありがとうございます。

○江渡委員長 次に、藤野保史君。

○藤野委員 日本共産党的藤野保史です。

きょうは、参考人の皆さん、本当にありがとうございます。

アドバイザリーの皆さん方からまさに一様に、私がこれまで指摘はありましたけれども、七つの提言の実施計画とその進捗状況の国民への公表という御指摘がありました。私自身も本当に改めてやらなければならぬなというふうに思いましたし、私からも委員長に改めて御尽力のほどを心からお願いをしたいと思います。

その上でちょっとお聞きしたいんですけど、国会に、政府が国会事故調の報告書を受けた講じた措置について、当分の間、国会に報告書を提出しなければならないなというふうに思いました。

私はこれは二〇一二年度から七年分のその報告書を読ませていただきました。いろいろ感想をちよつと読ませていただきました。いろいろ感じるところはあつたんですけど、一部分はやっていませんけれども、この報告書以外にも国會による継続監視が必要な事項というものもありますが、ところどころ取り上げている問題もござります。

ただ、やはり皆さんおっしゃつてはいるような計画に基づいた、期限を切つた、そうした進捗の継続監視というものとは全くやはり違うなと、この報告書を読んで。各省庁がやつたものをそれぞれはめていたというか、そういうものが毎年報告されてはいる、そういうものを我々がチェックをして正していくかなければならないというふうに感じております。

決定過程に干渉してきた。国会は、提言一に示した規制機関に対する監視・監督に加えて、事業者が規制当局に不当な圧力をかけることのないように厳しく監視する必要がある」と。

だから、国会がいわゆる規制機関に対して監視・監督するのは、これは当委員会としても当然なんですが、それに加えて、提言の四では、「事業者が規制当局に不当な圧力をかけることのないよう厳しく監視する必要がある」というふうに指摘をされております。

これとの関係で、二〇一八年度のこの政府の報告書を読みますと、こういう部分があるんです。ね。「平成三十年七月一日に、原子力事業界の連携を強化しながら」ちょっと飛ばしますけれども、「原子力事業者に加え、メーカー及び関係団体も含めた原子力事業界の組織として「原子力エネルギー協議会(ATENA)を設立したというのが二〇一八年の報告書に出でています。

このATENAという組織は電事連の枠を超えて、原発を持つ電力会社だけじゃなくて、もともとの電事連、そしてメーカー、日本電機工業会、そして原子力産業協会、電力中央研究所から構成されておりまして、まさにこの組織が電事連のやつていた規制当局との対話を行うというふうに位置づけられているんですね。

二〇一九年四月十七日に原子力規制委員会と主要な原子力設置者との意見交換会というのがありまして、これは規制委員会のホームページで見れるんですが、そこに配付されている資料にはこうあるんです。今後、全ての共通的な規制課題に的確に対応していくため、これまで電事連が担ってきた規制課題の検討機能をATENAに移管する。そして、「事業者としては、ATENAの独自のガバナンスの下、ATENAが持つ専門性を活かしながら、規制当局との対話を進めたい」と。専門性とか対話とか、聞こえはいいんですけども、本音は違つんですね。

エネルギー政策研究会の旬刊E.P.レポートといふものがあるんですが、これを見ますと、要する

に、つくられた背景として、原発などの審査が長期間化し、その煩雑さに事業者の不満が高まつて、電力会社には規制行政に不満がたまつていて、そのため、業界横断的な組織が必要であるとの認識が出ていたということが紹介されておりました。まさに不満に応える組織なわけあります。もう一点紹介したいのは、このATENAといふのは、アメリカの原子力エネルギー協会、これはニューケリア・エナジー・インスティテュートでNEIという組織ですが、これをモデルにつくられております。

配付資料の一を見ていただければと思うんです。が、これは総合資源エネルギー調査会に配付された資料であります。実は、ことしの夏、当委員会が視察を行いまして、アメリカに、私も参加させていただきて、このNEIからもお話を聞き、NRCからもお話を聞いてまいりました。

いろいろおもしろいといいますか興味深いお話を聞いたんですけども、例えばNEIの年間予算が五十億円あって、それには六人のロビリストの活動費を含むとか、あるいは、さまざまなお話であります。つまり、電事連自身が検査制度見直し対応に非常に力を入れていたということがわかるんですね。

これは三人の参考人にお伺いしたいんですけど、いわゆる提言四では、ここ委員会が規制機関をもちろん監督するんだけれども、事業者が不当な圧力を規制委員会に加えないようにすべきだとも提案されておりまして、それとの関係で、このATENAというのは電事連よりもはるかにスケールが大きくなつており、そして、電事連が、この間、検査制度の見直しに力を入れてきたことを、更に専門性というものを生かして強化しようとしている。これは、私は、事故調の提言四で述べられてるいわゆる委員会の意思決定過程に対する干渉、これの度合いが強まる懸念があると思うんです。この点について、三人それぞれ、どのようにお考えでしょうか。

黒川参考人 おっしゃるとおりだと思います。やはり数を入れると力が強くなるというのはそうですが、実を言うと、この調査のときにもアメリカに行きましたけれども、あつちは電事連みたいなのがありますよね。チエルノブリからじやなくて、あそこの……(藤野委員「スリーマイル」と呼ぶ)からつくりまして、あれは何をしているかといふと、聞いたんですけども、あれは公開はしていないけれども、保険会社には公開しているんですね。それは何をやつているかというと、どこかで事故が起るぞとか、どこかで何かが

面談が二百三十二件ということなんですね。いずれの年も非公開の面談数は、二〇一七年は二百七十四件から、二〇一八年は二百三十二件に減っています。減っているんですけども、その面談で何を話したんですかというテーマ、これも公表しております。テーマを見ますと、検査制度見直し対応の面談というのが、二〇一七年度の六十三件から、二〇一八年度は九十四件に大幅に増加をしております。つまり、電事連自身が検査制度見直し対応に非常に力を入れていたということがわかるんですね。

これは三人の参考人にお伺いしたいんですけど、いわゆる提言四では、ここ委員会が規制機関をもちろん監督するんだけれども、事業者が不当な圧力を規制委員会に加えないようにすべきだとも提案されておりまして、それとの関係で、このATENAというのは電事連よりもはるかにスケールが大きくなつており、そして、電事連が、この間、検査制度の見直しに力を入れてきたことを、更に専門性というものを生かして強化しようとしている。これは、私は、事故調の提言四で述べられてるいわゆる委員会の意思決定過程に対する干渉、これの度合いが強まる懸念があると思うんです。この点について、三人それぞれ、どのようにお考えでしょうか。

黒川参考人 おっしゃるとおりだと思います。やはり数を入れると力が強くなるというのはそうですが、実を言うと、この調査のときにもアメリカに行きましたけれども、あつちは電事連みたいなのがありますよね。チエルノブリからじやなくて、あそこの……(藤野委員「スリーマイル」と呼ぶ)からつくりまして、あれは何をしているかといふと、聞いたんですけども、あれは公開はしていないけれども、保険会社には公開しているんですね。それは何をやつているかというと、どこかで事故が起るぞとか、どこかで何かが

ちゃんとやつてないということがわかつちゃうと保険料が変わつちゃうんですよ。だから、みんな、それで、一番いいプラクティスをやろうといふ話でやつてゐるんですね。

日本はそれをまねしているんだけれども、趣旨が全然違うんですね。

一発どこかで起きたら、俺たちの信用ががたれてあります。しかも、それをお聞きしているから、それをお聞きしているから、みんないいことをやつていてると思うのをシェアしようということをやつていてるんですね。しかも、それには、公開はしていないけれども、保険会社を入れていてるから、それで、一発食らつちやうという話でやつていてるつまり、保険会社が、やつてることをみんな知つていれば、全部がいいことをやつていてるんですね。全然発想が違つたんだと、日本は、何か逃げまくるうという話です。

そこが、お国にオーソライズされて何か悪いことをしようと思つてるので、それが、実を言うとあの後、東電の人たちに、あなたたち、入つているのと言つたら、入つていてますよと言つたんだけれども、やらないですね。それがロスト・イン・トランステーションだと思いますから。

そこが、お国にオーソライズされて何か悪いことをしようと思つてるので、それが、実を言うとあの後、東電の人たちに、あなたたち、入つているのと言つたら、入つていてますよと言つたんだけれども、やらないですね。それがロスト・イン・トランステーションだと思いますけれども。

国情の違いもあって、向こうの場合、やはり業界の信頼が落ちるということが一番のガバナンスの基本だということがわかつてるので、保険会社と一緒にやるという話が知恵でした。その辺が、都合のいいときだけとなるんですよ。こういう話は、そこどころが一番の問題で、そういうのは法律をつくるのか規制をするのか、ちょっとわかりませんけれども。

一番大事なことは、原子力というのはグローバルなエナジーで、CO₂を出さないということであつて、今はまだこれから、この失敗をいかに、これからつくつてあるところとも共有しようというのが日本本の責任として非常に大事で、特に中国は百つかうなんて言つてますけれども、一発起きたら

また同じことが起こるので、日本は、ぜひ、そういうのは公開の場でいろいろな人とするのが一番いいんじゃないかな。

MITでもそのことはしゃべったんですねけれども、そのときは、ナイジェリアとか、いろいろな人が来てたので、アフリカでもいざれ原子力をつくろうと思つてはいるんだなということはわかりましたので、やはりなるべく日本のやり方を共有して、お互いにいいところ、悪いところがわかつた上で、平準化というか、セーフティーをしなくてちゃいけなくて。

「圧力をかけることのないよう厳しく監視する必要がある。」のは国会です。

その具体的な内容として、提言四の4)というところがござります。「以上の施策の実効性を確保するため、電気事業者のガバナンスの健全性、安全基準、安全対策の遵守状態等を監視するため、立ち入り調査権を伴う監査体制を国会主導で構築する。」というふうに御提言をさせていただいております。ぜひ御検討いただければと思いま

そのもとで、経済産業省の審議会の一つであつた総合資源エネルギー調査会の自主的安全性向上技術・人材ワーキンググループというのがあります。そこで、いわゆる原子力の継続的な安全確保向上のための自律的システムの確立を目指す、そういう方針が出されました。

ですから、まさに政府の方針のもとで検討が進められ、自主的という名のもとに、自律的、ANAといふものが設立されたというのが時系列でそうなっております。

自主的と言ふと聞こえはいいんですけれども、結局、自主的という名のもとに規制すべき当局が規制のとりこになつていつたというのが、我々が最大の教訓にすべき問題だというふうに思つてす。

そういう意味で、今度は益田参考人からお聞きしたいんですが、今回、政府主導で、こうした占主流的とか、いろいろ、言葉はあれなんですかね。それば、そういう構造が復活させられている。石橋翁も、その動きが復活させられている。石橋翁も、そういう動きも一方で起きているといふ、この動きについてどのようにお感じででしょうか。

政府主导でそれを乗り越えるというのは、ENAの組織の話かというふうに理解しておりますけれども、乗り越えているのかどうかわかりませんけれども、同じ、ともに歩んでいると、

ちょっとと言葉が済みません、いて、なので、お詫びを伺つていたときに、原子力規制委員会対そのほか原子力関係の方々といふよう構図ができました。

かでいいところか 福島の事故の前と後での大きな違いなのかな、変化なのかなというふうには感じました。

原子力の説の参考になる語として、誤植の世間の話、中立的な組織がいかに独立を保ちながら有効であるか、あり続けられるのかというところからGATTの話をしますけれども、(この)

○ 藤野委員 濟みません、ちょっと時間があれど効な組織として理解されているのは、何も法律や制度で支えられているからというそれだけではなくて、同じ評価、専門家又はその内部監査をするような人間たちがともにガイドラインをつくって、そもそも定期的に更新をしているんすけれども、そのような形で、共通の倫理意識や共通規範というものをシェアして、それに基づいて私たちと一緒に仕事をしていますというような仕組みづくりをGAOが率先して行っています。なので、そのようなともに倫理政策や規範を共有するような仕組みというものを作り機関が主導していくつまづいくということは、仕掛けとしては必要なではないかなと。そういう工夫をGAOはとっているというのであれば、なかなかアメリカとの動きとも違があるのかもしれませんけれども。まだ申し上げられるのは、あと、アメリカの場合は、ちょっと日本とのケースは、もし本当に国、経済産業省と同調するような形で民間が動いているというのであれば、なかなかアメリカとの動きとも違があるのかもしれませんけれども。

先ほど、評価政策と評価文化の相互作用、文化の成熟度についての表をお見せした、その論文の後半は何が書かれているかといいますと、まさに政府の方針にいろいろなロビー活動が行われていくんですねけれども、その評価手法に関するロビー活動に対して学会が、それまでは巨大な学会ですのでそれほど重視してこなかつたんすけれども、評価手法が、ある一つのものが、単一のものがいいという方になつてはいけないということことで、学会側が新たにロビー活動的なものをつくりて、きちんとアカデミックなバックグラウンドから、こういうことが正しいんですというふうに政府の方に訴えていく。

つまり、民間で新たな動きが出てくるかどうかというのが日本の民主主義と成熟度とも関係してくるんですけども、そうしたことに対する期待を感じるを得ないのかなというふうに思います。

すが、ちょっとと黒川委員長に。

今言つた自主的な規制に干渉していく、要するに規制機関の意思決定に業界が干渉していく懸念というのが私は強まつてゐると思うんですが、それが政府が実は旗を振つてゐるという点についてはどうのようにお感じになるんでしょうか。

○江渡委員長 黒川参考人、お時間ですので、手短にお願いします。

○黒川参考人 今、世界の全体を見てみるとそうですけれども、福島が起きてからというのもそうです、CO₂、グローバルウォーミングがあるにもかかわらず、やはり脱原発へ全体が動いていますね。日本だけですよ、まだやろうやろうと言つているのは、そういうのが世界の見方なので、むしろリニューアブルにどんどんしていますから、ヨーロッパも。何で日本だけそうなのかなというのは、そこに金目のものが大分あるということですね。だから、それをどういうふうにしてひっくり返すかというのは、政府は責任とりませんから、だからやはり国会がしっかりと見ていくべきなんじやないですかね。世間とは全く日本は変わつていて、広島、長崎、福島、それでもたやつてゐるわけという話で、ちょっとミステリアスですね。

○藤野委員 ありがとうございます。質問を終わります。

○江渡委員長 次に、足立康史君。

○足立委員 日本維新の会の足立康史と申します。

参考人の先生方、ありがとうございます。

本当に先生方の忍耐力には心から敬意を表したいと思います。本当に、まず、このアドバイザリー・ボードを受けていただいていることにはもちろん感謝をいたしておりますが、何回かお越しをいただいていますが、この国会、大きく変わつてしまつません。余り申し上げ過ぎるとまた懲罰動議が出るかもしませんが、黒川先生、きょうもおつしやつていただきたい実施計画云々ということは、

立法府への御期待、何度もおつしやつていただいていることがありますけれども、これは絶対できません。なぜに規制機関の意思決定に業界が干渉していく懸念といつて私が、自民党さんは一体どう考へてゐるんでしょうか。

○足立委員 まさに私の著書にもそういうことが書いてあるんですが、ぜひ御一読いただきたいと思いますが、「国会」という茶番劇」という本がありますので、ぜひご覧いただきたいと思います。

実は、国会でそういう議論を、私も質疑でもあります。政府に對して、私は総務委員でもありますので、総務委員会で、住民監査請求、住民訴訟制度はある、だから、地方公共団体で書類がな

くなつたというのはほぼありません。公文書が、行政文書がなくなつたら訴えられますから、市長が、首長が。ところが、国民監査請求、国民訴訟制度というのは日本にないんです。なぜないんでありますかと、一応政府に答弁を求める、憲法機関として会計検査院があるからですということになるわけです。

だから、私は、機能しない、適当にしか調査しない会計検査院があることが邪魔しているぐらいだつたら、そんなものは潰して、国民監査請求制度と、また言うと、雰囲気悪いでしよう。こういうことを言うと、大体、私が質疑を終えて誰も拍手してくれません。

せつかくの機会ですので、益田参考人によつとひとつ御意見を賜りたいのですが、日本には住民監査請求とか住民訴訟制度というのがあるんですけど、御存じですかね。ところが、国民訴訟制度といつてないんです。なぜだか御存じでしようか。ごめんなさい、クイズみたいになつていてますけれども、余り御存じないところであればスルーしていただいて、ちょっとと、御存じかどうか。

○益田参考人 そうしたものがないということを御議論なさつてゐる政治学の先生の御著書は読んだことがあります。

益田参考人によつて御意見を賜りたいのですが、日本には住民監査請求とか住民訴訟制度といつてないんです。なぜだか御存じでしようか。ごめんなさい、クイズみたいになつていてますけれども、余り御存じないところであればスルーしていただいて、ちょっとと、御存じかどうか。

益田参考人によつて御意見を賜りたいのですが、日本には住民監査請求とか住民訴訟制度といつてないんです。なぜだか御存じでしようか。ごめんなさい、クイズみたいになつていてますけれども、余り御存じないところであればスルーしていただいて、ちょっとと、御存じかどうか。

ただ、その後は進展していない、又は別の形ででき上がつたことになつてゐるという理解でござります。

○足立委員 まさに私の著書にもそういうことが書いてあるんですが、ぜひ御一読いただきたいと思いますが、「国会」という茶番劇」という本がありますので、ぜひご覧いただきたいと思います。

益田参考人によつて御意見を賜りたいのですが、日本には住民監査請求とか住民訴訟制度といつてないんです。なぜだか御存じでしようか。ごめんなさい、クイズみたいになつていてますけれども、余り御存じないところであればスルーしていただいて、ちょっとと、御存じかどうか。

だから、黒川先生ぜひ、黒川先生にお願いします。教室型なんです。だから、例えば、その御提言にについて私が、自民党さんは一体どう考へてゐるんでしょうか。

○足立委員 まさに私の著書にもそういうことが書いてあるんですが、ぜひ御一読いただきたいと思いますが、「国会」という茶番劇」という本がありますので、ぜひご覧いただきたいと思います。

益田参考人によつて御意見を賜りたいのですが、日本には住民監査請求とか住民訴訟制度といつてないんです。なぜだか御存じでしようか。ごめんなさい、クイズみたいになつていてますけれども、余り御存じないところであればスルーしていただいて、ちょっとと、御存じかどうか。

だから、黒川先生ぜひ、黒川先生にお願いします。教室型なんです。だから、例えば、その御提言にについて私が、自民党さんは一体どう考へてゐるんでしょうか。

○足立委員 まさに私の著書にもそういうことが書いてあるんですが、ぜひ御一読いただきたいと思いますが、「国会」という茶番劇」という本がありますので、ぜひご覧いただきたいと思います。

益田参考人によつて御意見を賜りたいのですが、日本には住民監査請求とか住民訴訟制度といつてないんです。なぜだか御存じでしようか。ごめんなさい、クイズみたいになつていてますけれども、余り御存じないところであればスルーしていただいて、ちょっとと、御存じかどうか。

だから、黒川先生ぜひ、黒川先生にお願いします。教室型なんです。だから、例えば、その御提言にについて私が、自民党さんは一体どう考へてゐるんでしょうか。

設の処理水は同じように燃料に触れていましたから。だから、東海村、六ヶ所村については、それは化学的には変わらない、化学的には変わらない処理水だということを改めて申し上げておきたいと思います。

黒川参考人から、今、私の質問、すなわち経産省の問題というのは、今の自民党政権、自公政権の問題というのは、二〇一一年の三・一前後の問題ではなくて、今、処理水のハンドリングについても間違ったオペレーションをしているんだと私は指摘しているんですが、それは御同意いただけでしようか。

○黒川参考人 経産省ですけれども、私は、いつまでになつたらどうなるんだという話を考えると言つているんですね。つまり、今はただだらだらやつてゐるだけなので、大きな枠組みで考えれば、少なくとも二十年か三十年後には、あそこから海上には出ない、コンテインできるぞという話のプランを出すべきですよ。それを、フィードバックをもらいながら、誰が、世界が見ても、ああ、これならできるなという話をつくるべきだと思います。

○足立委員 時間の関係でちょっと黒川先生ばかりになつていますが、ごめんなさい。御容赦をいただきたいと思いますが、最後に一問だけ、黒川先生。

今おつしやつたビジョンですけれども、私は原子力技術は捨てるべきじゃないと思っているんです。だからこそ、原発再稼働責任法案という、ちゃんとやろうよと言つてゐるわけですが、でも、原子力技術を日本は維持するべきだと私は思いますが、黒川先生はいかがでしょうか。

○黒川参考人 それはちょっと別の問題で、使うからにはちゃんと始末はしろよなという話じやないでしようか。

もちろん、原子力エネルギーは非常に有用なエネルギーですから、それは国民が支持してくれればやればいいけれども、やはり、今みたいなことが起きたときにはどういう対応をしたのかといふこ

とがすごく大事な問題で、そのときはいいかげんなことをして、原子力というのは無責任じゃないかなと思つてゐるだけの話でござります。

○足立委員 ありがとうございました。
失礼な発言があつたことをおわびして、質問を終わります。ありがとうございます。

○江渡委員長 これにて参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人各位におかれましては、貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございました。委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時三十六分散会